

# くらしの安心情報

## 情報ファイル NO.3

平成 18 年 11 月 10 日

### プレゼントすると言われて名前を書

いたのに、<sup>じゅうたん</sup>絨毯の購入契約だった！

#### 被害内容

【相談者 70 代女性】

以前に訪問販売で高額な布団ふとんを買いました。その後、いくつかの業者が訪ねて来るようになり、困っていたところ、親切な感じのいい訪問販売員から「出入りする業者を止めてあげる」と言われ、お願いしました。<sup>じゅうたん</sup>絨毯をプレゼントするからと言われて、サインしました。後から、書面を見たら 100 万円の<sup>じゅうたん</sup>絨毯の購入契約書でした。どうしたらいいでしょう……？ (富山市南部)

#### 対処方法

これは、「布団契約の二次被害」と言われ、以前の布団等購入者をねらい、いろいろな口実で新たな商品を購入させる手口です。

- ・ 「出入りする業者を止めてあげる」といったセールストークには根拠がないので、きっぱり断わりましょう。
- ・ 万が一、契約してしまっても、契約書面を受け取った日から 8 日間は無条件で解約できます。(クーリング・オフ制度)
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)